

下記の業務について、企画提案に係る手続開始に当たり、参加希望者の募集を行うので公告する。

令和6年6月14日

静岡県知事 鈴木康友

1 業務概要

(1) 業務名

令和6年度介護事業所業務革新推進事業業務委託

(2) 業務目的

生産年齢人口の減少に伴い、介護人材の確保が今後一層困難になることが見込まれる中で、限られた人的資源を有効に活用し、質の高い介護サービスを安定的に提供していくために、介護現場の業務改善に対する理解促進を促進するとともに、生産性向上に係る情報発信の内容の充実を図る。

(3) 業務内容

モデル事業を活用したセミナーの開催、生産性向上に係る情報発信

(4) 委託価格の限度額

3,982千円（税込）

2 契約期間

契約締結日から令和7年3月21日まで

3 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人又は複数の法人からなる連合体（以下「コンソーシアム」という。）とする。

なお、コンソーシアムで応募する場合、「次に掲げる要件を全て満たす」とは、当該コンソーシアムを構成する全ての法人がその要件を満たすことをいう。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからキのいずれかにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力

団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(5) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

4 選定基準

提出された書類と説明に基づき総合的に審査して決定する。

5 手続等

(1) 担当部局

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 静岡県庁西館5階

静岡県健康福祉部福祉長寿局介護保険課

電話：054-221-2084 FAX：054-221-2142

電子メール：kaigohoken@pref.shizuoka.lg.jp

(2) 企画提案募集要領の配布

ア 交付期間

令和6年6月14日（金）から令和6年6月26日（水）まで

イ 交付場所

上記(1)及び静岡県介護保険課ホームページ

(3) 参加表明書の提出

ア 提出書類

参加表明書、誓約書

イ 提出期限

令和6年6月26日（水）午後4時まで 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(4) 企画提案書の提出

ア 提出書類

企画提案書の提出書、企画提案書、業務実績表、見積書

イ 提出期限

令和6年7月3日（水）午後4時まで 郵送又は持参（必着）

ウ 提出場所

上記(1)に同じ

(5) 事前説明会

ア 日時 令和6年6月18日（火）午後2時から午後3時まで

イ 開催方法 WEB会議システムを利用したオンライン開催

(6) プレゼンテーション

ア 日時 令和6年7月8日（月）の指定した時間

イ 場所 静岡県庁内会議室（静岡県静岡市葵区追手町9番6号）

詳細は申込者に別途通知する。

6 その他

(1) 詳細は企画提案募集要領による。

(2) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。